

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号		根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考	
			年号	年番号	条	項	号	附則				
機構の業務規程の変更の命令	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	1	4	13	131	36	3	-	-	3	4	具体的手法について検討が必要
機構に対する監督上の命令	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	1	4	13	131	54	2	-	-	3	4	具体的手法について検討が必要
機構の役員解任の命令	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	1	4	13	131	54	3	-	-	3	4	具体的手法について検討が必要
機構の業務又は財産に関する報告又は資料の提出命令	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	1	4	13	131	55	1	-	-	3	4	具体的手法について検討が必要
機構設立認可の取消し	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	1	4	13	131	56	-	-	-	3	4	具体的手法について検討が必要
有価証券届出書等の効力発生期間の効力を生ずる旨の通知	証券取引法	1	3	23	25	8	3			3	4	具体的手法について検討が必要
形式不備による訂正届出書の効力発生期間の効力を生ずる旨の通知	証券取引法	1	3	23	25	9	2			3	4	具体的手法について検討が必要
虚偽記載等による有価証券届出書等の効力の停止命令	証券取引法	1	3	23	25	10	1			3	4	具体的手法について検討が必要
上記効力の停止命令の解除	証券取引法	1	3	23	25	10	3			3	4	具体的手法について検討が必要
虚偽届出後一年内の届出書の効力の停止命令又は効力発生期間の延長	証券取引法	1	3	23	25	11	1			3	4	具体的手法について検討が必要
上記虚偽届出による効力停止等の解除	証券取引法	1	3	23	25	11	2			3	4	具体的手法について検討が必要
訂正発行登録書の効力の停止命令	証券取引法	1	3	23	25	23の5	2			3	4	具体的手法について検討が必要
訂正発行登録書の提出による効力発生期間の指定	証券取引法	1	3	23	25	23の9	2			3	4	具体的手法について検討が必要
虚偽記載等による発行登録書等の効力の停止命令	証券取引法	1	3	23	25	23の10	3			3	4	具体的手法について検討が必要
上記効力の停止命令の解除	証券取引法	1	3	23	25	23の10	4			3	4	具体的手法について検討が必要
虚偽届出後一年内の発行登録の効力の停止命令又は効力発生期間の延長	証券取引法	1	3	23	25	23の11	1			3	4	具体的手法について検討が必要
上記虚偽届出による効力停止等の解除	証券取引法	1	3	23	25	23の11	2			3	4	具体的手法について検討が必要
公開買付開始公告の訂正届出書の期限の指定	証券取引法	1	3	23	25	27の7	2			3	4	具体的手法について検討が必要
監査証明をした有価証券届出書等を受理しない旨の決定の通知	証券取引法	1	3	23	25	193の2	5			3	4	具体的手法について検討が必要
半期報告書の提出を要しない外国債の発行者の指定	証券取引法施行令	2	3	23	25	5				3	4	具体的手法について検討が必要
会員証券取引所仮役員を選任	証券取引法	1	3	23	25	87の4	1			3	4	具体的手法について検討が必要
株式会社証券取引所仮役員を選任	証券取引法	1	3	23	25	87の4	2			3	4	具体的手法について検討が必要
株券等の上場命令	証券取引法	1	3	23	25	111				3	4	具体的手法について検討が必要
上場の廃止等の命令	証券取引法	1	3	23	25	113	1			3	4	具体的手法について検討が必要
上場証券の取引停止等の命令	証券取引法	1	3	23	25	119	1			3	4	具体的手法について検討が必要
証券取引所役員解任	証券取引法	1	3	23	25	153				3	4	具体的手法について検討が必要
報告の聴取及び検査権	証券取引法	1	3	23	25	154				3	4	具体的手法について検討が必要
証券取引所の免許の取消等	証券取引法	1	3	23	25	155	1			3	4	具体的手法について検討が必要
金融庁長官による資料提出要求	証券取引法	1	3	23	25	194の6	2			2	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号; 附則			
犯則事件調査のための必要事項の報告の徴求	証券取引法	1	3	23	25	210	2		2	4	具体的手法について検討が必要
押収した目録の作成及び交付	証券取引法	1	3	23	25	220	1		3	1	押収した場所で目録を作成・交付する必要があるため
領置物件又は差押物件に関する保管証の徴求	証券取引法	1	3	23	25	221	1		3	3	物件を領置又は差押した際に、保管証を徴求する必要があるため
保管者への通知	証券取引法	1	3	23	25	226	2		3	1	保管者への通知前に保管物件の現物確認が必要であり、現物確認後に現場で通知を手渡すため
保管振替機関に対する業務改善命令	株券等の保管及び振替に関する法律	1	3	59	30	9			3	4	具体的手法について検討が必要
保管振替機関の指定の取消し等	株券等の保管及び振替に関する法律	1	3	59	30	9の2	1		3	4	具体的手法について検討が必要
保管振替機関に対する業務移転命令	株券等の保管及び振替に関する法律	1	3	59	30	9の3			3	4	具体的手法について検討が必要
振替機関に対する業務改善命令	短期社債等の振替に関する法律	1	4	13	75	21			3	4	具体的手法について検討が必要
振替機関の指定の取消し等	短期社債等の振替に関する法律	1	4	13	75	22	1		3	4	具体的手法について検討が必要
振替機関に対する業務移転命令	短期社債等の振替に関する法律	1	4	13	75	23			3	4	具体的手法について検討が必要
社債登録簿等が滅失するおそれがある場合の登録機関に対する処分命令	社債等登録法施行令	2	3	17	409	8			3	4	具体的手法について検討が必要
会員金融先物取引所の仮役員の選任	金融先物取引法	1	3	63	77	9の2	1		3	4	具体的手法について検討が必要
株式会社金融先物取引所の仮役員の選任	金融先物取引法	1	3	63	77	9の2	2		3	4	具体的手法について検討が必要
会員等の取引の制限	金融先物取引法	1	3	63	77	45			3	4	具体的手法について検討が必要
金融先物取引所の免許の取消し	金融先物取引法	1	3	63	77	51			3	4	具体的手法について検討が必要
金融先物取引所若しくはその会員等に対する報告若しくは資料の提出命令	金融先物取引法	1	3	63	77	52	1		2	4	具体的手法について検討が必要
金融先物取引所の免許の取消し等	金融先物取引法	1	3	63	77	53	1		3	4	具体的手法について検討が必要
金融先物取引所役員の解任	金融先物取引法	1	3	63	77	53	2		3	4	具体的手法について検討が必要
金融先物取引所に対する会員等の除名又は取引停止の命令	金融先物取引法	1	3	63	77	54	1		3	4	具体的手法について検討が必要
金融先物取引所の会員等の役員の解任命令	金融先物取引法	1	3	63	77	54	2		3	4	具体的手法について検討が必要
金融先物取引所に対する業務改善命令	金融先物取引法	1	3	63	77	55			3	4	具体的手法について検討が必要
犯則事件調査のための必要事項の報告の徴求	金融先物取引法	1	3	63	77	106	2		2	4	具体的手法について検討が必要
押収した目録の作成及び交付	金融先物取引法	1	3	63	77	116			3	1	押収した場所で目録を作成・交付する必要があるため
領置物件又は差押物件に関する保管証の徴求	金融先物取引法	1	3	63	77	117			3	3	物件を領置又は差押した際に、保管証を徴求する必要があるため
保管者への通知	金融先物取引法	1	3	63	77	122	2		3	1	保管者への通知前に保管物件の現物確認が必要であり、現物確認後に現場で通知を手渡すため
有価証券届出書等の提出者等に対する報告又は資料の提出命令	証券取引法	1	3	23	25	26			3	4	具体的手法について検討が必要
公開買付者等に対する報告又は資料の提出命令	証券取引法	1	3	23	25	27の22	1		3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号 附則			
意見表明報告書の提出者等に対する報告又は資料の提出命令	証券取引法	1	3	23	25	27の22	2		3	4	具体的手法について検討が必要
公開買付者等に対する報告又は資料の提出命令	証券取引法	1	3	23	25	27の22の2	2		3	4	具体的手法について検討が必要
大量保有報告書の提出者等に対する報告又は資料の提出命令	証券取引法	1	3	23	25	27の30	1		3	4	具体的手法について検討が必要
株券等の発行者に対する報告又は資料の提出命令	証券取引法	1	3	23	25	27の30	2		3	4	具体的手法について検討が必要
公認会計士等に対する報告又は資料の提出命令	証券取引法	1	3	23	25	193の2	4		3	4	具体的手法について検討が必要
公認会計士の合格証書の授与	公認会計士法	1	3	23	103	14			3	3	合格証書は合格した事実を証するものではあるが、実際に証明書として使用されることはほとんどない。合格証書の二重発行や再発行は行っておらず、合格した事実を証明する必要がある場合には、求めに応じて合格証明書を発行している。合格証明書については電子化することを予定しており、合格証書を電子化することに合理的な意義は認められず、また、合格証書はその用途から電子化にはなじまない。
公認会計士試験の合格の取消等登録を拒否されたことに対する審査請求が理由あるときの金融庁長官から日本公認会計士協会に対する相当の処分をすべき旨の命令	公認会計士法 公認会計士法	1 1	3 3	23 23	103 103	15の2 19の2	1 3		3 3	4 4	具体的手法について検討が必要 具体的手法について検討が必要
心身の故障により公認会計士又は会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとして登録を抹消されたことに対する審査請求が理由あるときの金融庁長官から日本公認会計士協会に対する相当の処分をすべき旨の命令	公認会計士法	1	3	23	103	21	3		3	4	具体的手法について検討が必要
心身の故障により公認会計士又は会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるときの登録の抹消	公認会計士法	1	3	23	103	21	3		3	4	具体的手法について検討が必要
公認会計士、会計士補、監査法人に対する懲戒処分のお知らせ	公認会計士法	1	3	23	103	29 34の21	1		3	4	具体的手法について検討が必要
公認会計士、会計士補、監査法人に対する聴聞のお知らせ	公認会計士法	1	3	23	103	32 34の21	4 2		3	4	具体的手法について検討が必要
事件関係人 参考人に対する審問のお知らせ	公認会計士法	1	3	23	103	33 34の21	1 2		3	4	具体的手法について検討が必要
事件関係人 参考人に対する意見 報告の徴求	公認会計士法	1	3	23	103	33 34の21	1 2		3	4	具体的手法について検討が必要
鑑定人に対する鑑定命令	公認会計士法	1	3	23	103	33 34の21	2 2		3	4	具体的手法について検討が必要
監査法人の要件を欠いたことによる設立認可の取消の通知	公認会計士法	1	3	23	103	34の20			3	4	具体的手法について検討が必要
内閣総理大臣による公認会計士審査会委員の任命の通知	公認会計士法	1	3	23	103	36	2		3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号 附則			
内閣総理大臣による試験委員の任命の通知	公認会計士法	1	3	23	103	38	2		3	4	具体的手法について検討が必要
内閣総理大臣による試験委員の退任の通知	公認会計士法	1	3	23	103	38	2		3	4	具体的手法について検討が必要
日本公認会計士協会に対する報告若しくは資料の徴求	公認会計士法	1	3	23	103	46	12		3	4	具体的手法について検討が必要
日本公認会計士協会の総会の決議の取消の通知	公認会計士法	1	3	23	103	46	13		3	4	具体的手法について検討が必要
日本公認会計士協会の役員解任命令の通知	公認会計士法	1	3	23	103	46	13		3	4	具体的手法について検討が必要
公認会計士、会計士補、外国公認会計士、監査法人に対する報告・資料の徴求	公認会計士法	1	3	23	103	49	3		3	4	具体的手法について検討が必要
第二次試験の短答式による試験に合格したことを証する書面の交付	公認会計士試験規則	3	3	25	3	5	2		3	4	具体的手法について検討が必要
第三次試験の筆記試験により、口述試験を受ける資格を得たことを証する書面の交付	公認会計士試験規則	3	3	25	3	5	3		3	4	具体的手法について検討が必要
第三次試験筆記試験を免除されることを証する書面の交付	公認会計士試験規則	3	3	25	3	5	3		3	4	具体的手法について検討が必要
第三次試験口述試験を受ける資格を有する者に対する口述試験の日時、場所その他試験の施行に關し必要な事項の通知	公認会計士試験規則	3	3	25	3	16			3	4	具体的手法について検討が必要
指導公認会計士の指定取消の通知	会計士補等実務補習規則	3	3	25	5	5	1		3	4	具体的手法について検討が必要
実務補習団体・実務補習機関の認定の取消の通知	会計士補等実務補習規則	3	3	25	5	9	1		3	4	具体的手法について検討が必要
指導公認会計士、実務補習団体及び実務補習機関に対する実務補習についての必要な指示	会計士補等実務補習規則	3	3	25	5	12			3	4	具体的手法について検討が必要
公認会計士法第四条第五号に至ったときの登録を抹消した旨等の通知	公認会計士等登録規則	3	3	42	8	10	2		3	4	具体的手法について検討が必要
是正等措置の求め	日本銀行法	1	4	9	89	56	1		4	4	具体的手法について検討が必要
監査結果の報告の求め	日本銀行法	1	4	9	89	57	1		4	4	具体的手法について検討が必要
必要事項の報告及び資料の提出	日本銀行法	1	4	9	89	58			3	4	具体的手法について検討が必要
確定拠出年金運営管理機関登録簿の閲覧	確定拠出年金法	1	4	13	88	90	3		5	4	具体的手法について検討が必要
役員任命	預金保険法	1	3	46	34	26	1		3	4	具体的手法について検討が必要
両議院の同意を得ることが出来ないときの役員任命	預金保険法	1	3	46	34	26	2		3	4	具体的手法について検討が必要
両議院の事後承認が得られないときの役員解任	預金保険法	1	3	46	34	26	3		3	4	具体的手法について検討が必要
欠格事項のある役員解任	預金保険法	1	3	46	34	29	1		3	4	具体的手法について検討が必要
不適な役員解任	預金保険法	1	3	46	34	29	2		3	4	具体的手法について検討が必要
監督上必要な命令	預金保険法	1	3	46	34	45	2		3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号 附則			
機構に対する業務に関する報告徴求	預金保険法	1	3	46	34	46	1		3	4	具体的手法について検討が必要
合併等のあっせん	預金保険法	1	3	46	34	62	1		3	4	具体的手法について検討が必要
あっせんを行うため必要と認められるときの金融機関等への資料交付	預金保険法	1	3	46	34	62	5		3	4	具体的手法について検討が必要
債務超過と認める金融機関に対するの管理を命ずる処分	預金保険法	1	3	46	34	74	1		3	4	具体的手法について検討が必要
債務超過となるおそれがあると認める旨の申出をした金融機関に対するの管理を命ずる処分	預金保険法	1	3	46	34	74	2		3	4	具体的手法について検討が必要
管理を命ずる処分の取消し	預金保険法	1	3	46	34	75	1		3	4	具体的手法について検討が必要
株主の名義書換の禁止	預金保険法	1	3	46	34	76			3	4	具体的手法について検討が必要
金融整理管財人の選任	預金保険法	1	3	46	34	77	2		3	4	具体的手法について検討が必要
金融整理管財人の解任	預金保険法	1	3	46	34	77	3		3	4	具体的手法について検討が必要
金融整理管財人の選任及び解任の公告	預金保険法	1	3	46	34	77	4		3	4	具体的手法について検討が必要
金融整理管財人からの報告及び資料の提出の徴求	預金保険法	1	3	46	34	80			3	4	具体的手法について検討が必要
承継銀行の業務についての指針の承認	預金保険法	1	3	46	34	94	2		3	4	具体的手法について検討が必要
承継銀行の経営管理の終了又は終了期限の延長の承認	預金保険法	1	3	46	34	96	2		3	4	具体的手法について検討が必要
再承継のあっせん	預金保険法	1	3	46	34	101	6		3	4	具体的手法について検討が必要
第1号措置の申込み期限の通知及び公告	預金保険法	1	3	46	34	102	5		3	4	具体的手法について検討が必要
第1号措置に係る金融危機に対応するための措置の必要性の認定の取消しの通知及び公告	預金保険法(準用)	1	3	46	34	103	2		3	4	具体的手法について検討が必要
適当な計画の提出による認定の取消しの通知及び公告	預金保険法(準用)	1	3	46	34	104	3		3	4	具体的手法について検討が必要
第1号措置に係る計画不提出又は計画不適當による当該認定取消しのときの通知及び公告	預金保険法(準用)	1	3	46	34	104	7		3	4	具体的手法について検討が必要
第2号措置に係る認定の通知及び公告	預金保険法(準用)	1	3	46	34	104	9		3	4	具体的手法について検討が必要
第1号措置を行わない決定をしたときの認定の取消しの通知及び公告	預金保険法(準用)	1	3	46	34	105	9		3	4	具体的手法について検討が必要
第1号措置を行わない決定をしたときの認定の取消しによる第2号措置に係る認定の通知及び公告	預金保険法(準用)	1	3	46	34	105	9		3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号; 附則			
第1号措置の認定に係る申込み期限の通知及び公告	預金保険法(準用)	1	3	46	34	106	5		3	4	具体的手法について検討が必要
資本の減少についての株主総会の決議を得られなかったことによる第1号措置の認定及びそれを行うべきとの決定の取消しの通知及び公告	預金保険法(準用)	1	3	46	34	106	5		3	4	具体的手法について検討が必要
第2号措置に係る認定が行われたときの管理を命ずる処分	預金保険法	1	3	46	34	110	1		3	4	具体的手法について検討が必要
特別危機管理開始決定の通知及び公告	預金保険法	1	3	46	34	111	2		3	4	具体的手法について検討が必要
特別危機管理銀行の財務の公表	預金保険法	1	3	46	34	113			5	4	具体的手法について検討が必要
機構による特別危機管理銀行の役員指名	預金保険法	1	3	46	34	114	1		3	4	具体的手法について検討が必要
特別危機管理銀行に対する報告又は資料徴求	預金保険法	1	3	46	34	115			3	4	具体的手法について検討が必要
特別危機管理銀行に係る合併のあっせん	預金保険法	1	3	46	34	118	3		3	4	具体的手法について検討が必要
負担率等を定めるため必要があると認めるときの報告徴求	預金保険法	1	3	46	34	123	5		3	4	具体的手法について検討が必要
金融機関からの当該金融機関にかかる報告又は資料の徴求	預金保険法	1	3	46	34	130	1		3	4	具体的手法について検討が必要
当該金融機関の子会社等からの当該金融機関にかかる報告又は資料の徴求	預金保険法	1	3	46	34	130	2		3	4	具体的手法について検討が必要
資産の買い取り委託に関する契約締結の報告	預金保険法附則	1	3	46	34	10	3		3	4	具体的手法について検討が必要
金融整理管財人からの報告及び資料の提出の徴求	金融再生法	1	4	10	132	15			3	4	具体的手法について検討が必要
官庁等への照会、協力要請	住専法	1	4	8	93	15			3	4	具体的手法について検討が必要
金庫への報告又は資料の提出(銀行法第24条第1項を準用)	信用金庫法	1	3	26	238	89	1		3	4	具体的手法について検討が必要
金庫の子会社への報告又は資料の提出(銀行法第24条第2項を準用)	信用金庫法	1	3	26	238	89	1		3	4	具体的手法について検討が必要
業務の停止等(銀行法第26条第1項を準用)	信用金庫法	1	3	26	238	89	1		3	4	具体的手法について検討が必要
免許の取消し等(銀行法第27条を準用)	信用金庫法	1	3	26	238	89	1		3	4	具体的手法について検討が必要
免許の取消し等(銀行法第28条を準用)	信用金庫法	1	3	26	238	89	1		3	4	具体的手法について検討が必要
財務大臣への協議(銀行法第57条の2を準用)	信用金庫法	1	3	26	238	89	1		3	4	具体的手法について検討が必要
財務大臣への資料提出等(銀行法第57条の4第1項を準用)	信用金庫法	1	3	26	238	89	1		3	4	具体的手法について検討が必要
財務大臣への資料提出等(銀行法第57条の4第2項を準用)	信用金庫法	1	3	26	238	89	1		3	4	具体的手法について検討が必要
信用協同組合等への報告又は資料の提出(銀行法第24条第1項を準用)	協同組合による金融事業に関する法律	1	3	24	183	6	1		3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号附則			
信用協同組合等の子会社への報告又は資料の提出(銀行法第24条第2項を準用)	協同組合による金融事業に関する法律	1	3	24	183	6	1		3	4	具体的手法について検討が必要
業務の停止等(銀行法第26条第1項を準用)	協同組合による金融事業に関する法律	1	3	24	183	6	1		3	4	具体的手法について検討が必要
免許の取消し等(銀行法第27条を準用)	協同組合による金融事業に関する法律	1	3	24	183	6	1		3	4	具体的手法について検討が必要
免許の取消し等(銀行法第28条を準用)	協同組合による金融事業に関する法律	1	3	24	183	6	1		3	4	具体的手法について検討が必要
農林中央金庫に対する報告徴求命令	農林中央金庫法	1	4	13	93	83	1		3	4	具体的手法について検討が必要
農林中央金庫の子会社に対する報告徴求命令	農林中央金庫法	1	4	13	93	83	2		3	4	具体的手法について検討が必要
農林中央金庫に対する業務改善、業務の停止等の命令	農林中央金庫法	1	4	13	93	85	1		3	4	具体的手法について検討が必要
法令、定款等に違反した場合の、総会の議決の取消し、業務の停止、役員解任等の命令	農林中央金庫法	1	4	13	93	86			3	4	具体的手法について検討が必要
法令、規定等に違反することを理由として会員の請求による総会議決の取消	農林中央金庫法	1	4	13	93	87			3	4	具体的手法について検討が必要
会員から不服申出があった場合の報告徴求命令	労働金庫法	1	3	28	227	92	2		3	4	具体的手法について検討が必要
労働金庫に対する業務停止命令、業務改善命令	労働金庫法(銀行法第26条準用)	1	3	28	227	94	1		3	4	具体的手法について検討が必要
労働金庫に対する業務停止命令、理事・監事の解任命令、事業の免許の取消し	労働金庫法	1	3	28	227	95	1		3	4	具体的手法について検討が必要
労働金庫に対する事業の免許の取消し	労働金庫法	1	3	28	227	95	2		3	4	具体的手法について検討が必要
労働金庫に対する事業の免許の取消し処分に係る聴聞を実施する場合の、聴聞の期日及び場所の通知及び公示	労働金庫法	1	3	28	227	96	1		3	4	具体的手法について検討が必要
基本方針の変更命令	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	1	4	8	118	4	7		3	4	具体的手法について検討が必要
特定農業協同組合等に対する資料の徴求	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	1	4	8	118	5			3	4	具体的手法について検討が必要
指定支援法人を指定したことの公示	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	1	4	8	118	32	2		5	4	具体的手法について検討が必要
指定支援法人の名称、住所等の変更の公示	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	1	4	8	118	32	4		5	4	具体的手法について検討が必要
支援業務の適正な運用確保のための報告	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	1	4	8	118	38	1		3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号; 附則			
支援業務に関し監督上必要な命令	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	1	4	8	118	39			3	4	具体的手法について検討が必要
指定支援法人の指定の取消	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	1	4	8	118	40	1	1	3	4	具体的手法について検討が必要
指定支援法人の指定を取り消したことの公示	農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	1	4	8	118	40	2		5	4	具体的手法について検討が必要
業務又は財産の状況の報告徴求法令等の違反に対する必要な措置命令	農業信用保証保険法	1	3	36	204	55			3	4	具体的手法について検討が必要
役員解任、解散命令	農業信用保証保険法	1	3	36	204	57	1		3	4	具体的手法について検討が必要
議決、選挙等の取消	農業信用保証保険法	1	3	36	204	58	1		3	4	具体的手法について検討が必要
設立の認可があった日から90日を経過しても設立の登記が行われない場合の当該認可の取消	農業協同組合法	1	3	22	132	63	2		3	4	具体的手法について検討が必要
組合等に対する報告徴求	農業協同組合法	1	3	22	132	93	1		3	4	具体的手法について検討が必要
組合等の子会社に対する報告徴求	農業協同組合法	1	3	22	132	93	2		3	4	具体的手法について検討が必要
貯金の受入れを行う組合に対する業務の改善計画又は改善計画の変更の命令	農業協同組合法	1	3	22	132	94の2	1		3	4	具体的手法について検討が必要
貯金の受入れを行う組合に対する業務の全部又は一部の停止等の命令	農業協同組合法	1	3	22	132	94の2	2		3	4	具体的手法について検討が必要
報告徴求、検査等により法令、規定等に違反する事が認められた場合に必要措置を採るべき旨の命令	農業協同組合法	1	3	22	132	95	1		3	4	具体的手法について検討が必要
法令、規定等の違反に対する措置命令に従わない場合、業務停止又は役員改選の命令	農業協同組合法	1	3	22	132	95	2		3	4	具体的手法について検討が必要
信用事業規程等承認を要する規程に定めた特に重要な事項の違反に対する措置命令に従わなかった場合、当該規程の承認の取り消し	農業協同組合法	1	3	22	132	95	3		3	4	具体的手法について検討が必要
組合等の解散命令	農業協同組合法	1	3	22	132	95の2			3	4	具体的手法について検討が必要
組合等の解散命令に際し、代表権者が欠けている又は所在が不明なときに、命令の通知に代えて官報に掲載しようとする場合の県中央会又は全国中央会に対する意見照会	農業協同組合法	1	3	22	132	95の4			3	4	具体的手法について検討が必要
組合等と組合員の施設の専属利用契約が公益に反すると認められる場合の当該契約の取消	農業協同組合法	1	3	22	132	97			3	4	具体的手法について検討が必要
業務又は財産の状況の報告徴求法令等の違反に対する必要な措置命令	中小漁業融資保証法	1	3	27	346	65			3	4	具体的手法について検討が必要
役員解任、解散命令	中小漁業融資保証法	1	3	27	346	67	1		3	4	具体的手法について検討が必要
	中小漁業融資保証法	1	3	27	346	67	2		3	4	具体的手法について検討が必要



国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号		根拠条項			手続 類型	オンライン化 できない理由	備 考	
			年号	年 番号	条	項	号 附則				
議決、選挙等の取消	中小漁業融資保証法	1	3	27	346	68	1		3	4	具体的手法について検討が必要
報告の求め	信用保証協会法	1	3	28	196	35	1		3	4	具体的手法について検討が必要
業務停止等必要な措置命令	信用保証協会法	1	3	28	196	36	1		3	4	具体的手法について検討が必要
設立認可の取消等	信用保証協会法	1	3	28	196	36	2		3	4	具体的手法について検討が必要
信託会社に対する報告の求め	担保附社債信託法	1	1	38	52	10			3	4	具体的手法について検討が必要
信託会社に対する業務停止命令等	担保附社債信託法	1	1	38	52	11			3	4	具体的手法について検討が必要
信託会社に対する免許の取消し	担保附社債信託法	1	1	38	52	12			3	4	具体的手法について検討が必要
信託会社に係る清算人の選任	担保附社債信託法	1	1	38	52	15	1		3	4	具体的手法について検討が必要
報告の求め	信託業法	1	2	11	65	17			3	4	具体的手法について検討が必要
業務停止命令等	信託業法	1	2	11	65	18			3	4	具体的手法について検討が必要
免許の取り消し等	信託業法	1	2	11	65	19			3	4	具体的手法について検討が必要
信託業務を営む金融機関に対する報告の求め(信託業法第17条を準用)	金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律	1	3	18	43	4			3	4	具体的手法について検討が必要
信託業務を営む金融機関に対する業務停止命令等(信託業法第18条を準用)	金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律	1	3	18	43	4			3	4	具体的手法について検討が必要
信託業務を営む金融機関に対する認可の取消し等	金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律	1	3	18	43	8			3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行主要株主の認可を受けずに長期信用銀行の主要株主基準値以上の議決権の保有者になった者等に対する措置命令	長期信用銀行法	1	3	27	187	16の2の2	4		3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行持株会社の認可を受けずに長期信用銀行を子会社とする持株会社になった会社等に対する措置命令	長期信用銀行法	1	3	27	187	16の2の4	5		3	4	具体的手法について検討が必要
報告又は資料の提出の求め(銀行法第24条第1項を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17			3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行の子会社に対する報告又は資料の提出の求め(銀行法第24条第2項を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17			3	4	具体的手法について検討が必要
業務停止命令等(銀行法第26条第1項を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17			3	4	具体的手法について検討が必要
免許の取消し等(銀行法第27条を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17			3	4	具体的手法について検討が必要
業務の停止を命じた長期信用銀行に対する内閣総理大臣が必要と認める場合の免許の取消し(銀行法第28条を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17			3	4	具体的手法について検討が必要
資産の国内保有の命令(銀行法第29条を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17			3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行議決権大量保有者に対する訂正報告書の提出命令及び聴聞(形式不備)(銀行法第52条の5を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17			3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行議決権大量保有者に対する訂正報告書の提出命令及び聴聞(虚偽記載)(銀行法第52条の6を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17			3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号		根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考	
			年号	年 番号	条	項	号	附則				
長期信用銀行議決権大量保有者に対する報告又は資料の提出の求め(銀行法第52条の7を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17				3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行主要株主に対する報告又は資料の提出の求め(銀行法第52条の11を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17				3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行主要株主に対する措置命令(銀行法第52条の13を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17				3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行主要株主に対する改善計画の提出の求め(銀行法第52条の14第1項を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17				3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行主要株主に対して監督上必要な措置を命じた場合における長期信用銀行に対する措置命令(銀行法第52条の14第2項を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17				3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行主要株主に対する認可の取消し等(銀行法第52条の15第1項を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17				3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行持株会社に対する報告又は資料の提出の求め(銀行法第52条の31第1項を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17				3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行持株会社の子会社に対する報告又は資料の提出の求め(銀行法第52条の31第2項を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17				3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め(銀行法第52条の33第1項を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17				3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行持株会社に対して監督上必要な措置を命じた場合における子会社の長期信用銀行に対する措置命令(銀行法第52条の33第3項を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17				3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行持株会社に対する認可の取消し等(銀行法第52条の34第1項を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17				3	4	具体的手法について検討が必要
長期信用銀行を子会社とする持株会社の子会社である長期信用銀行に対する業務停止命令(銀行法第52条の34第3項を準用)	長期信用銀行法	1	3	27	187	17				3	4	具体的手法について検討が必要
差押に関する執行官又は滞納処分を執行する機関から当該銀行への通知	金融機関の合併及び転換に関する法律	1	3	43	86	20	2			3	4	具体的手法について検討が必要
報告又は資料の提出の求め	銀行法	1	3	56	59	24	1			3	4	具体的手法について検討が必要
銀行の子会社に対する報告又は資料の提出の求め	銀行法	1	3	56	59	24	2			3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項			手続 類型	オンライン化 できない理由	備 考
			年号	年	番号	条	項	号 附則			
銀行に対する立入検査に係る資料提出	銀行法	1	3	56	59	25	1		3	4	具体的手法について検討が必要
業務停止命令等	銀行法	1	3	56	59	26	1		3	4	具体的手法について検討が必要
免許の取消し等	銀行法	1	3	56	59	27			3	4	具体的手法について検討が必要
業務の停止を命じた銀行に対する内閣総理大臣が必要と認める場合の免許の取消し	銀行法	1	3	56	59	28			3	4	具体的手法について検討が必要
資産の国内保有の命令	銀行法	1	3	56	59	29			3	4	具体的手法について検討が必要
外国銀行支店に対する報告又は資料の提出の求め	銀行法	1	3	56	59	48			3	4	具体的手法について検討が必要
外国銀行に対する駐在員事務所の業務に係る報告又は資料の提出の求め	銀行法	1	3	56	59	52	2		3	4	具体的手法について検討が必要
銀行議決権大量保有者に対する訂正報告書の提出命令及び聴聞(形式不備)	銀行法	1	3	56	59	52の5			3	4	具体的手法について検討が必要
銀行議決権大量保有者に対する訂正報告書の提出命令及び聴聞(虚偽記載)	銀行法	1	3	56	59	52の6			3	4	具体的手法について検討が必要
銀行議決権大量保有者に対する報告又は資料の提出の求め	銀行法	1	3	56	59	52の7			3	4	具体的手法について検討が必要
銀行主要株主の認可を受けずに銀行の主要株主基準値以上の議決権の保有者になった者等に対する措置命令	銀行法	1	3	56	59	52の9	4		3	4	具体的手法について検討が必要
銀行主要株主に対する報告又は資料の提出の求め	銀行法	1	3	56	59	52の11			3	4	具体的手法について検討が必要
銀行主要株主に対する措置命令	銀行法	1	3	56	59	52の13			3	4	具体的手法について検討が必要
銀行主要株主に対する改善計画の提出の求め	銀行法	1	3	56	59	52の14	1		3	4	具体的手法について検討が必要
銀行主要株主に対して監督上必要な措置を命じた場合における銀行に対する措置命令	銀行法	1	3	56	59	52の14	2		3	4	具体的手法について検討が必要
銀行主要株主に対する認可の取消し等	銀行法	1	3	56	59	52の15	1		3	4	具体的手法について検討が必要
銀行持株会社の認可を受けずに銀行を子会社とする持株会社になった会社等に対する措置命令	銀行法	1	3	56	59	52の17	5		3	4	具体的手法について検討が必要
銀行持株会社に対する報告又は資料の提出の求め	銀行法	1	3	56	59	52の31	1		3	4	具体的手法について検討が必要
銀行持株会社の子会社に対する報告又は資料の提出の求め	銀行法	1	3	56	59	52の31	2		3	4	具体的手法について検討が必要
銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め	銀行法	1	3	56	59	52の33	1		3	4	具体的手法について検討が必要
銀行持株会社に対して監督上必要な措置を命じた場合における子会社の銀行に対する措置命令	銀行法	1	3	56	59	52の33	3		3	4	具体的手法について検討が必要
銀行持株会社に対する認可の取消し等	銀行法	1	3	56	59	52の34	1		3	4	具体的手法について検討が必要
銀行を子会社とする持株会社の子会社である銀行に対する業務停止命令	銀行法	1	3	56	59	52の34	3		3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号		根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考	
			年号	年番号	条	項	号附則				
立入検査等(内閣総理大臣から金融先物業者に対する業務若しくは財産に関しての報告若しくは資料の提出命令)	金融先物取引法	1	3	63	77	77	1		3	4	具体的手法について検討が必要
立入検査等(内閣総理大臣から金融先物取引業者と取引する者に対する業務若しくは財産に関しての報告若しくは資料の提出命令)	金融先物取引法	1	3	63	77	77	2		3	4	具体的手法について検討が必要
金融先物取引業の許可の取消し	金融先物取引法	1	3	63	77	79	1		3	4	具体的手法について検討が必要
立入検査等(内閣総理大臣から金融先物取引業協会に対する業務若しくは財産に関しての報告若しくは資料の提出)	金融先物取引法	1	3	63	77	90	1		3	4	具体的手法について検討が必要
報告又は資料の提出の求め	無尽業法	1	3	6	42	22			3	4	具体的手法について検討が必要
業務停止命令等	無尽業法	1	3	6	42	24			3	4	具体的手法について検討が必要
免許の取消し等	無尽業法	1	3	6	42	25			3	4	具体的手法について検討が必要
業務の停止を命じた無尽会社に対する内閣総理大臣が必要と認める場合の免許の取消し	無尽業法	1	3	6	42	26			3	4	具体的手法について検討が必要
無尽会社に対する供託命令等	無尽業法	1	3	6	42	28			3	4	具体的手法について検討が必要
貸金業者登録簿の閲覧	貸金業の規制等に関する法律	1	3	58	32	9			5	4	具体的手法について検討が必要
連合会に対する資料提出命令等	貸金業の規制等に関する法律	1	3	58	32	35			3	4	具体的手法について検討が必要
業務の停止	貸金業の規制等に関する法律	1	3	58	32	36			3	4	具体的手法について検討が必要
登録の取消し	貸金業の規制等に関する法律	1	3	58	32	37			3	4	具体的手法について検討が必要
所在不明者の登録の取消し	貸金業の規制等に関する法律	1	3	58	32	38	1		3	4	具体的手法について検討が必要
貸金業者に対する報告徴収	貸金業の規制等に関する法律	1	3	58	32	42			3	4	具体的手法について検討が必要
抵当証券業者に対する報告徴収等	抵当証券業の規制等に関する法律	1	3	62	114	22	1		3	4	具体的手法について検討が必要
業務改善命令	抵当証券業の規制等に関する法律	1	3	62	114	23			3	4	具体的手法について検討が必要
登録の取消し等	抵当証券業の規制等に関する法律	1	3	62	114	24	1		3	4	具体的手法について検討が必要
所在不明者の登録の取消し	抵当証券業の規制等に関する法律	1	3	62	114	24	2		3	4	具体的手法について検討が必要
抵当証券保管機構の役員解任	抵当証券業の規制等に関する法律	1	3	62	114	32	2		3	4	具体的手法について検討が必要
抵当証券保管機構に対する報告徴収等	抵当証券業の規制等に関する法律	1	3	62	114	34	1		3	4	具体的手法について検討が必要
抵当証券保管機構の指定の取消し	抵当証券業の規制等に関する法律	1	3	62	114	36	1		3	4	具体的手法について検討が必要
抵当証券業協会に対する報告徴収等	抵当証券業の規制等に関する法律	1	3	62	114	43	1		3	4	具体的手法について検討が必要
抵当証券業者登録簿の縦覧	抵当証券業の規制等に関する法律施行規則	3	3	63	35	5			5	4	具体的手法について検討が必要
第三者型発行者登録簿の縦覧	前払式証券の規制等に関する法律	3	4	1	92	8	3		5	4	具体的手法について検討が必要
供託命令	前払式証券の規制等に関する法律	1	4	1	92	13	4		3	4	具体的手法について検討が必要
届出自家型発行者等及び第三者型発行者に対する報告徴収等	前払式証券の規制等に関する法律	1	4	1	92	18	1		3	4	具体的手法について検討が必要
業務改善命令	前払式証券の規制等に関する法律	1	4	1	92	19			3	4	具体的手法について検討が必要
登録の取消し等	前払式証券の規制等に関する法律	1	4	1	92	20	1		3	4	具体的手法について検討が必要
保管替えによる供託に係る供託書正本の提出命令	前払式証券発行保証金規則	3	4	2	1	3	5		3	4	具体的手法について検討が必要
仮配当表の公示に係る通知	前払式証券発行保証金規則	3	4	2	1	7	1		3	4	具体的手法について検討が必要
意見聴取会の日程変更の公示に係る通知	前払式証券発行保証金規則	3	4	2	1	11	1		3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号				根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
意見聴取会調書の閲覧	前払式証券発行保証金規則	3	4	2	1	13			5	4	具体的手法について検討が必要	
配当における権利者への通知	前払式証券発行保証金規則	3	4	2	1	15	1		3	4	具体的手法について検討が必要	
配当における自家型発行者等への通知	前払式証券発行保証金規則	3	4	2	1	15	2		3	4	具体的手法について検討が必要	
供託書正本の提出命令	前払式証券の規制等に関する法律施行規則	3	4	2	33	18	4		3	4	具体的手法について検討が必要	
債権申出の公示に係る通知	前払式証券の規制等に関する法律施行令	2	4	2	193	11	2		3	4	具体的手法について検討が必要	
意見聴取会の公示に係る通知	前払式証券の規制等に関する法律施行令	2	4	2	193	11	4		3	4	具体的手法について検討が必要	
配当表の公示に係る通知	前払式証券の規制等に関する法律施行令	2	4	2	193	11	5		3	4	具体的手法について検討が必要	
報告徴収等	商品投資等に係る事業の規制に関する法律	1	4	3	66	26	1		3	4	具体的手法について検討が必要	
業務改善命令	商品投資等に係る事業の規制に関する法律	1	4	3	66	27			3	4	具体的手法について検討が必要	
許可の取消し等	商品投資等に係る事業の規制に関する法律	1	4	3	66	28			3	4	具体的手法について検討が必要	
内閣総理大臣による財務大臣への資料提出等	商品投資等に係る事業の規制に関する法律	1	4	3	66	50	2		3	4	具体的手法について検討が必要	
特定債権等譲受業者に対する報告徴収等	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	1	4	4	77	48	1		3	4	具体的手法について検討が必要	
特定債権等譲受業者と取引する者への報告徴収等	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	1	4	4	77	48	2		3	4	具体的手法について検討が必要	
特定債権等譲受業者の業務改善命令	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	1	4	4	77	49			3	4	具体的手法について検討が必要	
特定債権等譲受業者の許可の取消し等	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	1	4	4	77	50			3	4	具体的手法について検討が必要	
小口債権販売業者に対する報告徴収等	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	1	4	4	77	65			3	4	具体的手法について検討が必要	
小口債権販売業者と取引する者への報告徴収等	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	1	4	4	77	65			3	4	具体的手法について検討が必要	
小口債権販売業者の業務改善命令	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	1	4	4	77	65			3	4	具体的手法について検討が必要	
小口債権販売業者の許可の取消し等	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	1	4	4	77	65			3	4	具体的手法について検討が必要	
不動産特定共同事業者名簿等の閲覧	不動産特定共同事業法	1	4	6	77	13			5	4	具体的手法について検討が必要	
許可権者による指示	不動産特定共同事業法	1	4	6	77	34	1		3	4	具体的手法について検討が必要	
許可権者による業務停止命令	不動産特定共同事業法	1	4	6	77	35	1		3	4	具体的手法について検討が必要	
許可の取消し	不動産特定共同事業法	1	4	6	77	36			3	4	具体的手法について検討が必要	
許可権者による解任命令	不動産特定共同事業法	1	4	6	77	37	1		3	4	具体的手法について検討が必要	
指遵等	不動産特定共同事業法	1	4	6	77	39			4	4	具体的手法について検討が必要	
特定目的会社登録簿及び資産流動化実施計画の縦覧	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律	1	4	10	105	7	3		5	4	具体的手法について検討が必要	

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号 附則			
報告又は資料の提出の命令	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律	1	4	10	105	156	1		3	4	具体的手法について検討が必要
違反行為等の是正命令	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律	1	4	10	105	157			3	4	具体的手法について検討が必要
登録の取消し等	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律	1	4	10	105	158			3	4	具体的手法について検討が必要
特定目的会社名簿の縦覧	資産の流動化に関する法律	1	4	10	105	8	1		5	4	具体的手法について検討が必要
報告又は資料の提出の命令	資産の流動化に関する法律	1	4	10	105	156	1		3	4	具体的手法について検討が必要
違反行為等の是正命令	資産の流動化に関する法律	1	4	10	105	157			3	4	具体的手法について検討が必要
業務の停止命令	資産の流動化に関する法律	1	4	10	105	158			3	4	具体的手法について検討が必要
解散命令	資産の流動化に関する法律	1	4	10	105	159			3	4	具体的手法について検討が必要
特定金融会社等登録簿の縦覧	金融会社の貸付業務のための社債の発行に関する法律施行規則	3	4	11	31	7			5	4	具体的手法について検討が必要
登録の取消し等	金融会社の貸付業務のための社債の発行に関する法律	1	4	11	32	11	1		3	4	具体的手法について検討が必要
所在不明者の登録の取消し	金融会社の貸付業務のための社債の発行に関する法律	1	4	11	32	11	2		3	4	具体的手法について検討が必要
利害関係人に対する出頭等の求め	損害保険料率算出団体に関する法律	1	3	23	193	10の3	7		3	4	具体的手法について検討が必要
利害関係人から異議の申出があった場合における基準料率に係る変更届出の提出命令	損害保険料率算出団体に関する法律	1	3	23	193	10の6	3		3	4	具体的手法について検討が必要
基準料率が適合しないこととなった場合における基準料率に係る変更届出の提出命令	損害保険料率算出団体に関する法律	1	3	23	193	10の6	5		3	4	具体的手法について検討が必要
損害保険料率算出団体による報告又は資料の提出	損害保険料率算出団体に関する法律	1	3	23	193	13	1		3	4	具体的手法について検討が必要
違法行為に対する命令	損害保険料率算出団体に関する法律	1	3	23	193	14			3	4	具体的手法について検討が必要
船主相互保険組合による報告又は資料の提出	船主相互保険組合法	1	3	25	177	49			3	4	具体的手法について検討が必要
船主相互保険組合の定款等の変更命令	船主相互保険組合法	1	3	25	177	51			3	4	具体的手法について検討が必要
船主相互保険組合に対する事業停止命令	船主相互保険組合法	1	3	25	177	52			3	4	具体的手法について検討が必要
船主相互保険組合に係る法令等の違反に対する処分	船主相互保険組合法	1	3	25	177	53			3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項			手続 類型	オンライン化 できない理由	備 考
			年号	年	番号	条	項	号; 附則			
指定紛争処理機関に対する命令	自動車損害賠償保障法	1	3	30	97	23の18			3	4	具体的手法について検討が必要
指定紛争処理機関の指定の取消し	自動車損害賠償保障法	1	3	30	97	23の19	1		3	4	具体的手法について検討が必要
保険会社による報告又は資料の提出	保険業法	1	4	7	105	128	1		3	4	具体的手法について検討が必要
保険会社の子会社による報告又は資料の提出	保険業法	1	4	7	105	128	2		3	4	具体的手法について検討が必要
事業方法書等の変更命令	保険業法	1	4	7	105	131			3	4	具体的手法について検討が必要
保険会社に対する業務停止命令等	保険業法	1	4	7	105	132	1		3	4	具体的手法について検討が必要
保険会社に対する免許の取消し等(法令違反)	保険業法	1	4	7	105	133			3	4	具体的手法について検討が必要
保険会社に対する免許の取消し等(契約者保護)	保険業法	1	4	7	105	134			3	4	具体的手法について検討が必要
保険会社に係る清算人の選任(利害関係人の請求)	保険業法	1	4	7	105	174	1		3	4	具体的手法について検討が必要
保険会社に係る清算人の選任(免許取消し)	保険業法	1	4	7	105	174	3		3	4	具体的手法について検討が必要
保険会社に係る清算人の解任	保険業法	1	4	7	105	174	6		3	4	具体的手法について検討が必要
外国保険会社等に対する供託(相当と認める額)命令	保険業法	1	4	7	105	190	2		3	4	具体的手法について検討が必要
外国保険会社等に対する供託(契約金額相当)命令	保険業法	1	4	7	105	190	4		3	4	具体的手法について検討が必要
外国保険会社等による報告又は資料の提出	保険業法	1	4	7	105	200	1		3	4	具体的手法について検討が必要
外国保険会社等の特殊関係者による報告又は資料の提出	保険業法	1	4	7	105	200	2		3	4	具体的手法について検討が必要
外国保険会社等に対する事業方法書等の変更命令	保険業法	1	4	7	105	203			3	4	具体的手法について検討が必要
外国保険会社等に対する業務停止命令等	保険業法	1	4	7	105	204	1		3	4	具体的手法について検討が必要
外国保険会社等に対する免許の取消し等(法令違反)	保険業法	1	4	7	105	205			3	4	具体的手法について検討が必要
外国保険会社等に対する免許の取消し等(契約者保護)	保険業法	1	4	7	105	206			3	4	具体的手法について検討が必要
外国保険会社等に係る清算人の選解任	保険業法	1	4	7	105	212	2		3	4	具体的手法について検討が必要
外国保険業者による報告又は資料の提出	保険業法	1	4	7	105	218	2		3	4	具体的手法について検討が必要
免許特定法人に対する供託(相当と認める額)命令	保険業法	1	4	7	105	223	2		3	4	具体的手法について検討が必要
免許特定法人に対する供託(契約金額相当)命令	保険業法	1	4	7	105	223	4		3	4	具体的手法について検討が必要
免許特定法人による報告又は資料の提出	保険業法	1	4	7	105	226			3	4	具体的手法について検討が必要
免許特定法人に対する事業方法書等の変更命令	保険業法	1	4	7	105	229			3	4	具体的手法について検討が必要
免許特定法人に対する業務停止命令等	保険業法	1	4	7	105	230	1		3	4	具体的手法について検討が必要
免許特定法人に対する免許の取消し等(法令違反)	保険業法	1	4	7	105	231			3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号 附則			
免許特定法人に対する免許の取消し等(契約者保護)	保険業法	1	4	7	105	232			3	4	具体的手法について検討が必要
免許特定法人に係る清算人の選解任	保険業法	1	4	7	105	235	2		3	4	具体的手法について検討が必要
保険会社に対する業務停止命令等	保険業法	1	4	7	105	241	1		3	4	具体的手法について検討が必要
保険管理人の選任	保険業法	1	4	7	105	242	2		3	4	具体的手法について検討が必要
保険管理人に対する措置命令	保険業法	1	4	7	105	242	3		3	4	具体的手法について検討が必要
保険管理人の解任	保険業法	1	4	7	105	242	4		3	4	具体的手法について検討が必要
保険管理人の選解任の通知	保険業法	1	4	7	105	242	5		3	4	具体的手法について検討が必要
保険管理人に対する財産管理計画の作成命令	保険業法	1	4	7	105	247	1		3	4	具体的手法について検討が必要
保険管理人に対する財産管理計画の廃止命令	保険業法	1	4	7	105	247	5		3	4	具体的手法について検討が必要
保険管理人による管理を命ずる処分取消し	保険業法	1	4	7	105	248	1		3	4	具体的手法について検討が必要
合併等の協議の相手方の指定	保険業法	1	4	7	105	256	1		4	4	具体的手法について検討が必要
合併等の条件のあっせん	保険業法	1	4	7	105	257	1		4	4	具体的手法について検討が必要
合併等の手続の実施の命令	保険業法	1	4	7	105	258	1		3	4	具体的手法について検討が必要
機構の業務規程の変更命令	保険業法	1	4	7	105	265の30	3		3	4	具体的手法について検討が必要
機構からの要請に基づく資料の閲覧	保険業法	1	4	7	105	265の31	3		5	4	具体的手法について検討が必要
機構に対する必要な命令	保険業法	1	4	7	105	265の45	2		3	4	具体的手法について検討が必要
機構の役員解任命令	保険業法	1	4	7	105	265の45	3		3	4	具体的手法について検討が必要
機構による報告又は資料の提出	保険業法	1	4	7	105	265の46			3	4	具体的手法について検討が必要
機構の設立の認可の取消し	保険業法	1	4	7	105	265の47			3	4	具体的手法について検討が必要
保険契約の再承継の協議の相手方の指定	保険業法	1	4	7	105	270の30 13	1		4	4	具体的手法について検討が必要
保険契約の再移転の協議の相手方の指定	保険業法	1	4	7	105	270の60 4	1		4	4	具体的手法について検討が必要
保険議決権大量保有者への訂正報告書の提出命令及び聴聞(形式不備)	保険業法	1	4	7	105	271の6			3	4	具体的手法について検討が必要
保険議決権大量保有者への訂正報告書の提出命令及び聴聞(虚偽記載)	保険業法	1	4	7	105	271の7			3	4	具体的手法について検討が必要
保険議決権大量保有者による報告又は資料の提出	保険業法	1	4	7	105	271の8			3	4	具体的手法について検討が必要
保険契約の移転等に係る適格性の認定の加入機構への通知	保険業法	1	4	7	105	268	4		3	4	具体的手法について検討が必要
保険契約の承継等に係る適格性の認定の加入機構への通知	保険業法	1	4	7	105	270	3		3	4	具体的手法について検討が必要
保険契約の再移転に係る適格性の認定の加入機構への通知	保険業法	1	4	7	105	270の60 3	2		3	4	具体的手法について検討が必要
保険主要株主による報告又は資料の提出	保険業法	1	4	7	105	271の12			3	4	具体的手法について検討が必要
保険持株会社等による報告又は資料の提出	保険業法	1	4	7	105	271の27			3	4	具体的手法について検討が必要
保険持株会社に対する改善計画の提出等命令	保険業法	1	4	7	105	271の29	1		3	4	具体的手法について検討が必要
保険持株会社の子会社に対する措置命令	保険業法	1	4	7	105	271の29	2		3	4	具体的手法について検討が必要



国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号; 附則			
保険持株会社の認可の取消し等	保険業法	1	4	7	105	271の30	1		3	4	具体的手法について検討が必要
保険持株会社の子保険会社に対する業務停止命令	保険業法	1	4	7	105	271の30	3		3	4	具体的手法について検討が必要
保険仲立人登録簿の縦覧	保険業法	1	4	7	105	288	3		5	4	具体的手法について検討が必要
保険仲立人に対する供託(相当と認める額)命令	保険業法	1	4	7	105	291	4		3	4	具体的手法について検討が必要
保険仲立人に対する供託(保険仲立人賠償責任保険金の額)命令	保険業法	1	4	7	105	292	2		3	4	具体的手法について検討が必要
生命保険募集人等に対する業務停止命令	保険業法	1	4	7	105	307	1		3	4	具体的手法について検討が必要
生命保険募集人等の所在地の通知が不能時の登録の取消し	保険業法	1	4	7	105	307	2		3	4	具体的手法について検討が必要
公開の意見聴取に係る文書等の閲覧	損害保険料率算出団体に関する法律の規定による公開の意見聴取に関する内閣府令	3	4	8	8	5			5	4	具体的手法について検討が必要
公開の意見聴取に係る調書の閲覧	損害保険料率算出団体に関する法律の規定による公開の意見聴取に関する内閣府令	3	4	8	8	25			5	4	具体的手法について検討が必要
証券会社登録簿の縦覧	証券取引法	1	3	23	25	28の3	2		5	4	具体的手法について検討が必要
営業報告書の掲載命令	証券取引法	1	3	23	25	49	3		3	4	具体的手法について検討が必要
行政処分(証券業登録取消、認可取消、業務停止命令、業務方法変更命令、監督上必要な命令)	証券取引法	1	3	23	25	56	1		3	4	具体的手法について検討が必要
役員解任命令	証券取引法	1	3	23	25	56	2		3	4	具体的手法について検討が必要
自己資本規制比率違反の場合の業務方法変更命令、監督上必要な命令	証券取引法	1	3	23	25	56の2	1		3	4	具体的手法について検討が必要
自己資本規制比率違反の場合の業務停止命令	証券取引法	1	3	23	25	56の2	2		3	4	具体的手法について検討が必要
自己資本規制比率違反の場合の登録取消	証券取引法	1	3	23	25	56の2	3		3	4	具体的手法について検討が必要
休眠会社の登録取消	証券取引法	1	3	23	25	56の3			3	4	具体的手法について検討が必要
報告又は資料の提出命令	証券取引法	1	3	23	25	59	1		3	4	具体的手法について検討が必要
関係会社に対する報告又は資料の提出命令	証券取引法	1	3	23	25	59	3		3	4	具体的手法について検討が必要
資産の国内保有命令	証券取引法	1	3	23	25	60			3	4	具体的手法について検討が必要
社内規則の作成又は変更命令	証券取引法	1	3	23	25	61	2		3	4	具体的手法について検討が必要
審問の通知(登録拒否、認可拒否)	証券取引法	1	3	23	25	62	1		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(証券業登録取消、認可取消、業務停止命令、業務方法変更命令、監督上必要な命令)	証券取引法	1	3	23	25	62	2		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(役員解任)	証券取引法	1	3	23	25	62	2		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(自己資本規制比率違反の場合の業務方法変更命令、監督上必要な命令)	証券取引法	1	3	23	25	62	2		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(自己資本規制比率違反の場合の業務停止命令)	証券取引法	1	3	23	25	62	2		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(自己資本規制比率違反の場合の登録取消)	証券取引法	1	3	23	25	62	2		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(休眠会社の登録取消)	証券取引法	1	3	23	25	62	2		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(資産の国内保有命令)	証券取引法	1	3	23	25	62	2		3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号; 附則			
認可の通知(認可業務に係る損失の危険の管理方法の変更認可)	証券取引法	1	3	23	25	62	3		3	4	具体的手法について検討が必要
通知(認可に条件を付す場合)	証券取引法	1	3	23	25	62	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分の通知(証券業登録取消、認可取消、業務停止命令、業務方法変更命令、監督上必要な命令)	証券取引法	1	3	23	25	62	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分の通知(役員の解任命令)	証券取引法	1	3	23	25	62	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分の通知(自己資本規制比率違反の場合の業務方法変更命令、監督上必要な命令)	証券取引法	1	3	23	25	62	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分の通知(自己資本規制比率違反の場合の業務停止命令)	証券取引法	1	3	23	25	62	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分の通知(自己資本規制比率違反の場合の登録取消)	証券取引法	1	3	23	25	62	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分の通知(休眠会社の登録取消)	証券取引法	1	3	23	25	62	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分の通知(資産の国内保有命令)	証券取引法	1	3	23	25	62	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分の通知(社内規則の作成又は変更命令)	証券取引法	1	3	23	25	62	3		3	4	具体的手法について検討が必要
審問の通知(外務員登録拒否)	証券取引法	1	3	23	25	64の2	2		3	4	具体的手法について検討が必要
外務員の登録取消、職務停止命令	証券取引法	1	3	23	25	64の5	1		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(外務員の登録取消、職務停止命令)	証券取引法	1	3	23	25	64の5	2		3	4	具体的手法について検討が必要
処分の通知(外務員の登録取消、職務停止命令)	証券取引法	1	3	23	25	64の5	2		3	4	具体的手法について検討が必要
協会の外務員に係る外務員登録取消又は職務停止命令	証券取引法	1	3	23	25	64の7	5		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(協会の外務員に係る外務員登録取消又は職務停止命令)	証券取引法	1	3	23	25	64の7	6		3	4	具体的手法について検討が必要
金融機関登録簿の縦覧	証券取引法	1	3	23	25	65の2	2		5	4	具体的手法について検討が必要
営業報告書の掲載命令	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
行政処分(証券業登録取消、認可取消、業務停止命令、業務方法変更命令、監督上必要な命令)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
休眠会社の登録取消	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
社内規則の作成又は変更命令	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(証券業登録取消、認可取消、業務停止命令、業務方法変更命令、監督上必要な命令)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(休眠会社の登録取消)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
認可の通知(認可業務に係る損失の危険の管理方法の変更認可)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
通知(認可に条件を付す場合)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
処分の通知(証券業登録取消、認可取消、業務停止命令、業務方法変更命令、監督上必要な命令)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
処分の通知(休眠会社の登録取消)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
処分の通知(社内規則の作成又は変更命令)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号		根拠条項			手続 類型	オンライン化 できない理由	備 考	
			年号	年 番号	条	項	号 附則				
審問の通知(外務員登録拒否)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
外務員の登録取消、職務停止命令	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(外務員の登録取消、職務停止命令)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
処分(外務員の登録取消、職務停止命令)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	5		3	4	具体的手法について検討が必要
報告又は資料の提出命令	証券取引法	1	3	23	25	65の2	10		3	4	具体的手法について検討が必要
審問の通知(登録拒否、認可拒否)	証券取引法	1	3	23	25	65の2	2、4		3	4	具体的手法について検討が必要
審問の通知(証券業協会設立認可拒否)	証券取引法	1	3	23	25	71	1		3	4	具体的手法について検討が必要
協会設立認可の取消	証券取引法	1	3	23	25	72			3	4	具体的手法について検討が必要
協会役員の解任命令	証券取引法	1	3	23	25	79の9			3	4	具体的手法について検討が必要
仮理事又は仮幹事の選任	証券取引法	1	3	23	25	79の10			3	4	具体的手法について検討が必要
協会に対する監督命令	証券取引法	1	3	23	25	79の12			3	4	具体的手法について検討が必要
設立認可取消、業務停止命令、業務方法の変更又は業務禁止命令、役員解任命令、その他必要な命令	証券取引法	1	3	23	25	79の13	1		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(設立認可取消、業務停止命令、業務方法の変更又は業務禁止命令、役員解任命令、その他必要な命令)	証券取引法	1	3	23	25	79の13	2		3	4	具体的手法について検討が必要
報告又は資料の提出命令	証券取引法	1	3	23	25	79の14			3	4	具体的手法について検討が必要
基金設立の認可等の通知	証券取引法	1	3	23	25	79の31	4		3	4	具体的手法について検討が必要
基金の役員の解任命令	証券取引法	1	3	23	25	79の37	5		3	4	具体的手法について検討が必要
仮監事又は仮理事の選任	証券取引法	1	3	23	25	79の40			3	4	具体的手法について検討が必要
基金に対する監督命令	証券取引法	1	3	23	25	79の75			3	4	具体的手法について検討が必要
基金設立の認可の取消し	証券取引法	1	3	23	25	79の76			3	4	具体的手法について検討が必要
基金に対する資料提出命令	証券取引法	1	3	23	25	79の77			3	4	具体的手法について検討が必要
基金の清算人の選任	証券取引法	1	3	23	25	79の79			3	4	具体的手法について検討が必要
審問の通知	証券取引法	1	3	23	25	186	2		3	4	具体的手法について検討が必要
意見の聴取、意見書又は報告書の提出、鑑定、帳簿書類その他の物件の提出・留置	証券取引法	1	3	23	25	187	1		3	4	具体的手法について検討が必要
費用の請求	証券取引法	1	3	23	25	191			3	4	具体的手法について検討が必要
営業報告書の縦覧	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	37	2		5	4	具体的手法について検討が必要
業務等に関し参考となるべき資料の提出命令	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	39	1		3	4	具体的手法について検討が必要
業務改善命令	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	40	3		3	4	具体的手法について検討が必要
監督上の処分	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	41	2		3	4	具体的手法について検討が必要
監督上の処分	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	42	3		3	4	具体的手法について検討が必要
監督上の処分	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	42	4		3	4	具体的手法について検討が必要
監督上の処分	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	43	1		3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号; 附則			
監督上の処分	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	43	2		3	4	具体的手法について検討が必要
協会の業務等に関し参考となるべき資料の提出命令	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	55	1		3	4	具体的手法について検討が必要
協会に対する監督命令	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	56			3	4	具体的手法について検討が必要
協会に対する監督命令	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	57			3	4	具体的手法について検討が必要
解散命令(商法の準用)	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	144			3	4	具体的手法について検討が必要
清算の監督命令	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	162			3	4	具体的手法について検討が必要
業務等に関し参考となるべき資料の提出命令	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	213	1		3	4	具体的手法について検討が必要
業務等に関し参考となるべき資料の提出命令	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	213	2		3	4	具体的手法について検討が必要
業務等に関し参考となるべき資料の提出命令	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	213	3		3	4	具体的手法について検討が必要
業務等に関し参考となるべき資料の提出命令	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	213	4		3	4	具体的手法について検討が必要
業務等に関し参考となるべき資料の提出命令	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	213	5		3	4	具体的手法について検討が必要
業務改善命令	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	214	3		3	4	具体的手法について検討が必要
登録を取り消す旨の通告	投資信託及び投資法人に関する法律	1	3	26	198	215	2		3	4	具体的手法について検討が必要
外国証券会社登録簿の縦覧	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	5	2		5	4	具体的手法について検討が必要
職務代行者の選任	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	11	1		3	4	具体的手法について検討が必要
職務代行者への報酬支払命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	11	2		3	4	具体的手法について検討が必要
引受業務の一部の許可の取消	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	13	3		3	4	具体的手法について検討が必要
営業報告書の掲載命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	15	4		3	4	具体的手法について検討が必要
資産の国内保有命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	19	2		3	4	具体的手法について検討が必要
証券業登録取消、認可取消、業務停止命令、業務方法変更命令、監督上必要な命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	24	1		3	4	具体的手法について検討が必要
国内の代表者、駐在役員の解任命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	24	2		3	4	具体的手法について検討が必要
自己資本規制比率違反の場合の業務方法変更命令、監督上必要な命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	25			3	4	具体的手法について検討が必要
自己資本規制比率違反の場合の業務停止命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	25			3	4	具体的手法について検討が必要
自己資本規制比率違反の場合の登録取消	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	25			3	4	具体的手法について検討が必要
休眠会社の登録取消	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	26			3	4	具体的手法について検討が必要
審問の通知(登録拒否、認可拒否、許可拒否)	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	1		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(資産の国内保有命令)	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	2		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞(証券業登録取消、認可取消、業務停止命令、業務方法変更命令、監督上必要な命令)	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	2		3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号 附則			
聴聞（自己資本規制比率違反の場合の業務方法変更命令、監督上必要な命令）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	2		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞（自己資本規制比率違反の場合の業務停止命令）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	2		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞（自己資本規制比率違反の場合の登録取消）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	2		3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞（休眠会社の登録取消）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	2		3	4	具体的手法について検討が必要
認可の通知（認可業務に係る損失の危険の管理方法の変更認可）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	3		3	4	具体的手法について検討が必要
通知（認可に条件を付す場合）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分（引受業務の一部の許可の取消）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分（証券登録取消、認可取消、業務停止命令、業務方法変更命令、監督上必要な命令）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分（国内の代表者、駐在役員の解任命令）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分（自己資本規制比率違反の場合の業務方法変更命令、監督上必要な命令）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分（自己資本規制比率違反の場合の業務停止命令）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分（自己資本規制比率違反の場合の登録取消）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分（休眠会社の登録取消）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	3		3	4	具体的手法について検討が必要
処分（資産の国内保有命令）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	29	3		3	4	具体的手法について検討が必要
報告又は資料の提出命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	31	1		3	4	具体的手法について検討が必要
特定金融機関に対する報告又は資料の提出命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	31	2		3	4	具体的手法について検討が必要
審問の通知（外務員登録拒否）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	32			3	4	具体的手法について検討が必要
外務員の登録取消、職務停止命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	32			3	4	具体的手法について検討が必要
聴聞（外務員の登録取消、職務停止命令）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	32			3	4	具体的手法について検討が必要
処分（外務員の登録取消、職務停止命令）	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	32			3	4	具体的手法について検討が必要
裁判所の依頼による報告又は資料の提出命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	33	3		3	4	具体的手法について検討が必要
審問の通知	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	34			3	4	具体的手法について検討が必要
審問記録の作成、保存	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	34			3	4	具体的手法について検討が必要
意見の聴取、意見書又は報告書の提出、鑑定、帳簿書類その他の物件の提出・留置	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	36	1		3	4	具体的手法について検討が必要
費用の請求	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	36	3		3	4	具体的手法について検討が必要
違反行為の禁止又は停止命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	37			3	4	具体的手法について検討が必要
違反行為の禁止又は停止命令の申立ての取消、変更	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	37			3	4	具体的手法について検討が必要
証券関連業務に関する報告又は資料の提出命令	外国証券業者に関する法律	1	3	46	5	38			3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号		根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年番号	条	項	号附則			
仮担当表の公示及び通知	投資顧問業者営業保証金規則	3	3	61	1	3		5	4	具体的手法について検討が必要
意見聴取会の延期等に関する公示及び通知	投資顧問業者営業保証金規則	3	3	61	1	7		5	4	具体的手法について検討が必要
投資顧問業者登録簿の縦覧	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	1	3	61	74	6	3	5	4	具体的手法について検討が必要
営業保証金の供託命令	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	1	3	61	74	10	4	3	4	具体的手法について検討が必要
営業報告書の縦覧	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	1	3	61	74	35	2	5	4	具体的手法について検討が必要
報告又は資料の提出の命令(対業者)	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	1	3	61	74	36	1	3	4	具体的手法について検討が必要
業務改善命令(附則第3条第2項において準用する場合を含む)	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	1	3	61	74	37		3	4	具体的手法について検討が必要
登録の取消し等(附則第3条第2項において準用する場合を含む)	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	1	3	61	74	38	1	3	4	具体的手法について検討が必要
認可の取消し等	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	1	3	61	74	39	1	3	4	具体的手法について検討が必要
資料の提出及び届出等の協力要請(対協会)	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	1	3	61	74	45		4	4	具体的手法について検討が必要
報告又は資料の提出の命令(対協会)	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	1	3	61	74	46	1	3	4	具体的手法について検討が必要
監督命令(対協会)	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	1	3	61	74	47		3	4	具体的手法について検討が必要
報告又は資料の提出の要請(対外国法人)	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	1	3	61	74	50	2	4	4	具体的手法について検討が必要
営業保証金に係る権利の実行の申出に関する公示及び通知	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令	2	3	61	333	6	2	5	4	具体的手法について検討が必要
意見聴取会の開催に関する公示及び通知	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令	2	3	61	333	6	4	5	4	具体的手法について検討が必要
担当表の公示及び通知	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令	2	3	61	333	6	5	5	4	具体的手法について検討が必要
登録の移管通知	投資信託及び投資法人に関する法律	3	4	12	129	167	3	3	4	具体的手法について検討が必要
役員(理事長及び監事)の解任	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	29		3	4	具体的手法について検討が必要
主務大臣から機構に対しての業務に関して監督上必要な命令の発出	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	45	2	3	4	具体的手法について検討が必要
管理を命ずる処分(国 組合)	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	83	1	3	4	具体的手法について検討が必要
債務超過の場合の管理命令(国 組合)	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	83	2	3	4	具体的手法について検討が必要
管理を命ずる処分の取り消し(国 組合)	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	84	1	3	4	具体的手法について検討が必要
管理人の選任(国)	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	85	2	3	4	具体的手法について検討が必要
管理人の追加選任・解任(国)	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	85	3	3	4	具体的手法について検討が必要
必要性の認定等の通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	97	4	3	4	具体的手法について検討が必要
第一号措置に係る認定の取消し	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	98	1	3	4	具体的手法について検討が必要
認定の取消しの通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	98	2	3	4	具体的手法について検討が必要
計画を適当と認めるときの認定の取消し	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	99	2	3	4	具体的手法について検討が必要
認定の取消しの通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	99	3	3	4	具体的手法について検討が必要

国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項			手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号; 附則			
計画を提出しなかったときの認定の取り消し	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	99	4		3	4	具体的手法について検討が必要
計画を適当と認めないときの認定の取消し	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	99	5		3	4	具体的手法について検討が必要
認定の取消しの通知(主務大臣組合)	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	99	7		3	4	具体的手法について検討が必要
第二号措置に係る認定の通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	99	9		3	4	具体的手法について検討が必要
優先出資の引受け等の決定の通知(国 組合)	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	100	5		3	4	具体的手法について検討が必要
認定の取り消し	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	100	6		3	4	具体的手法について検討が必要
認定の取り消しの通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	100	7		3	4	具体的手法について検討が必要
第二号措置に係る認定の通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	100	7		3	4	具体的手法について検討が必要
第1号措置認定の取消しの通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	100	7		3	4	具体的手法について検討が必要
管理を命ずる処分	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	104	1		3	4	具体的手法について検討が必要
報告 資料の提出の要請(国 組合)	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	116	1		3	4	具体的手法について検討が必要
主務大臣から機構への立入検査の要請	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	117	6		3	4	具体的手法について検討が必要
主務大臣から組合等に対する命令	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	118			3	4	具体的手法について検討が必要
主務大臣から機構に対する業務に関する報告要請	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	46	1		3	4	具体的手法について検討が必要
第1号措置の申込み期間の通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	97	4		3	4	具体的手法について検討が必要
第1号措置に係る認定の取消しの通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	98	2		3	4	具体的手法について検討が必要
計画不適當による第1号措置に係る認定の取消しの通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	99	3		3	4	具体的手法について検討が必要
計画を提出しないことによる第1号措置に係る認定の取消しの通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	99	7		3	4	具体的手法について検討が必要
計画不適當による第1号措置に係る認定の取消しの通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	99	7		3	4	具体的手法について検討が必要
第2号措置に係る認定の通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	99	9		3	4	具体的手法について検討が必要
第1号措置を行なうべきかどうかの決定を求めること	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	100	1		3	4	具体的手法について検討が必要
第1号措置を行わない決定をしたときの認定の取消しの通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	100	5		3	4	具体的手法について検討が必要
第2号措置認定の取消しの通知	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	100	7		3	4	具体的手法について検討が必要
負担率等の変更についての報告及び資料の提出	農水産業協同組合貯金保険法	1	3	48	53	108	3		3	4	具体的手法について検討が必要
債務を負担する行為に係る認可	農水産業協同組合貯金保険法施行規則	3	3	48	1	9			3	4	具体的手法について検討が必要
予算流用等の承認	農水産業協同組合貯金保険法施行規則	3	3	48	1	10			3	4	具体的手法について検討が必要
機構収支等の報告	農水産業協同組合貯金保険法施行規則	3	3	48	1	12			3	4	具体的手法について検討が必要
会計規程の承認	農水産業協同組合貯金保険法施行規則	3	3	48	1	18	2		3	4	具体的手法について検討が必要
手続数合計			580								

(注) オンライン化できない理由欄には、申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合」は「1」、申請者への対面審査(出頭の義務付け)を要する場合」は「2」、その他の場合(手続の性質によりオンライン化条件整備ができないものに限る。)は「3」、オンライン化条件整備はするが、平成15年度までに実施困難な場合」は「4」と記述している。